

令和元年 9 月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年 9 月総会議事録

1 日 時 令和元年 9 月 13 日（金） 午前 9 時 30 分

2 場 所 長門市役所 4 階会議室

3 付議事件

議 案

第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (2 件)

第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権 1 件・農地中間管理事業に係る利用権 5 件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2 件)

2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (3 件)

3 その他

・ 7 月分議案第 1 号番号 3（工場用地造成）における一体利用面積の変更について (1 件)

・ 次回総会 10 月 16 日（水） 午後 3 時から 市役所 4 階会議室

・ 現地調査 10 月 7 日（月） 予定

4 出席委員（17 人：議席順）

1 番 元永 博次

2 番 林 一志

4 番 尾崎 和生

5 番 大汐 光晴

6 番 松田 晴久

7 番 大田 裕美

8 番 木村 正雄

9 番 安村 清美

10 番 大野 耕作

11 番 末永 恵子

12 番 藤川 久志

13 番 中野千恵子

14 番 藤田 保明

16 番 福光 達男

17 番 野中 保志

18 番 松田 昭洋（会長職務代理者）

19 番 脇坂 泰行（会長）

5 欠席委員（2 人）

3 番 大田 寛治

15 番 山近 洋祐

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長	光井 修
事務局長補佐	梅本 武利
書 記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和元年9月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案2件、報告事項は、2件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。

引き続き、8月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和元年9月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員17名、欠席委員2名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

17番、野中保志委員、18番、松田昭洋委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1番から順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案に入ります。1ページを御覧ください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年9月13日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1。土地の所在、大字仙崎字中ノ蔵、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は470㎡。権利の種類は所有権の移転。

譲受人は、仙崎▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、東京都世田谷区北烏山▲丁目▲番▲ - ▲▲▲号、●●●●さん。

転用の目的は、自己用住宅です。理由としまして、譲受人が子供たちの住居を新築し、残地は駐車場及び花壇として利用するもの。譲渡人は、不在地主であり、以前から当該農地を耕作しておらず、老齢により管理がで

都市計画の用途指定は第1種中高層住宅専用区域で、問題はありません。
汚水については公共下水道へ、雨水は既設の雨水用排水路に流れますので
周辺に与える影響はないと思われます。
以上でございます。

議 長 本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、
適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
2番、お願いします。

事務局長 番号2。土地の所在、大字油谷久富字下鎌町、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は902㎡。ほか1筆、合計面積3,138㎡。権利の
補佐 種類は所有権の移転。

譲受人は、油谷久富▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、北九州市若松区青葉台西▲丁目▲▲番▲号、●●●●さん。

転用の目的は、事業用駐車場及び資材置場です。理由としまして、譲受人が事業用駐車場及び資材置場が不足しているため、当該申請地を売買により取得して、事業規模拡大を図りたいもの。譲渡人が高齢なため、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人へ売り渡すことにしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページを御覧ください。長門市役所日置支所から南西へ約2.2kmに位置する農地です。

また、8ページには公図、9ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路以外の河川又は水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の2番、林委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

2 番

2番、林です。

今月の5日に、脇坂会長、事務局の方、推進委員の方と現地を確認してまいりました。

現地の名義の方が北九州におられて、年に1回、地元の方に協力を依頼して維持管理がどうにかできている状態ですが、現在はそれもままならぬようで、今回の●●さんの、駐車場と資材置場にしたいというお話に賛同されて、今回の申請になったということらしいです。それで、先程も説明があったように、雨水等も全然問題ないですし、周りは●●さんの工場だけなので、特に問題はないと思います。

皆様の慎重審議の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

2 ページを御覧ください。

議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和元年 9 月 13 日提出、長門市農業委員会会長 脇坂泰行。

10 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 1 筆の 2,176 m²のみ。

使用貸借はありませんので、全体で、1 件 1 筆の 2,176 m²となります。

詳細につきましては、3 ページを御覧ください。

次に、4 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 9 筆の 15,355 m²。日置地区が、1 件 2 筆の 5,108 m²。油谷地区が、1 件 1 筆の 1,405 m²。計が、3 件 12 筆の 21,868 m²。

使用貸借はありませんので、全体も同じく、3 件 12 筆の 21,686 m²の設定面積となります。詳細につきましては、5 ページを御覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室栗畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場の栗畑です。

今回は特に、補足説明はございません。御承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明は、以上でございます。 本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。 (補足説明、意見なし)
議 長	議案全体について質問、御意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。 引き続いて、報告事項に入ります。1 番から順次、お願いいたします。
事務局長	6 ページを御覧ください。 報告事項 1。土地現況証明報告、非農地証明は 2 件でございます。 令和元年 9 月 5 日に会長、各農業委員、各推進委員、事務局とで現地を確認し、非農地として証明をしております。 以上でございます。
議 長	報告事項 1、よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2、お願いします。
事務局長 補佐	7 ページを御覧ください。 報告事項 2。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。 令和元年 8 月 1 日に合意解約をしております。 ほか 2 件の合意解約です。 以上でございます。

- 議 長 報告事項 2、よろしいですか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 次に、報告事項のその他で、7 月分議案第 1 号番号 3、工場用地造成における一体利用面積の変更についての説明を、お願いします。
- 事務局長 8 ページを御覧ください。
- 7 月の総会におきまして、議案第 1 号番号 3 で御審議いただきました、三隅の工場用地造成における一体利用面積が 32,922.07 m²から 25,968.48 m²に変更する旨の届出がありました。
- お手元の図面と言いますと、白抜きの斜線の除外となっている部分が該当いたします。
- なお、農地の転用予定面積 36,890 m²につきましては変更がありませんでしたので、御報告をいたします。
- 以上でございます。
- 議 長 本件、よろしいですか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 最後に連絡事項を、お願いいたします。
- 事務局長 連絡事項でございます。
- 10 月の定例総会ですが、10 月 16 日、水曜日、この会場で開催致しますが、山口県農業会議による農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修会を午後 1 時から 3 時まで実施した後の定例総会となります。午後からの開催となりますので御留意くださいますよう、お願いいたします。
- なお、現地調査につきましては 10 月 7 日、月曜日を予定しております。
- 該当する委員さんには、後日事務局から集合時間等連絡いたしますので、御立会の程、よろしくお願いいたします。
- 事務局からは以上です。
- 議 長 以上で、報告事項、その他を終わります。
- 委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。
- (質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 00 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年9月13日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰



議事録署名委員

野 中 保



議事録署名委員

松 田 昭

